

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について  
(議案第75号)

建築指導課

1 改正の理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

低炭素建築物新築等計画の認定の申請について、共同住宅の共用部分を計算しない方法による場合は、共用部分に係る審査の手数料を徴収しないこととする。

3 施行期日

公布の日